

日本医科大学多摩永山病院薬剤部

新人教育カリキュラム

設定：2026年4月

【総論】

1. 新人薬剤師の教育研修プログラムの目的

1. 研修理念

医療の高度化・複雑化が進む現代社会において、薬剤師には従来の調剤業務に滞らず、幅広い知識と高度な臨床スキルが求められています。本プログラムは、患者中心の医療を実践し、チーム医療の中核を担う臨床薬剤師の育成を目指します。薬学的知識と臨床経験を融合させ、科学的根拠に基づいた薬物療法を提供できる薬剤師、そして医療の質と安全の向上に貢献できる薬剤師の育ち、社会に貢献することを理念とします。

2. 基本方針:

- ①患者のための背景や価値観を尊重し、生物学的な側面だけでなく、心理的・社会的側面も重視した全人間的な薬物療法を実践できる薬剤師を育成します。
- ②最新の科学的根拠を正しく評価・解釈し、個々の患者に最適な薬物療法を提案できる能力を養成します。
- ③チーム医療の推進：薬剤の専門家として他の医療分野と効果的にコミュニケーションを取り、チーム医療に貢献できる薬剤師を育成します。
- ④問題解決能力の向上：複雑な臨床状況において、問題を把握し、創造的かつ論理的に解決策を見る能力を培います。
- ⑤生涯学習：医療の進歩に常に対応できるよう、自己鍛錬の重要性を認識し、生涯にわたって学び続ける姿勢を身に付けます。
- ⑥医療安全の推進：医薬品の安全使用に関する深い知識と高い意識を持ち、医療安全の向上に積極的に貢献できる薬剤師を育成します。
- ⑦地域医療への貢献：地域包括ケアシステムにおける薬剤師の役割を理解し、病院と地域をつなぐ架け橋となれる薬剤師を育成します。
- ⑧臨床現場での疑問を研究課題として捉え、科学的に探究する姿勢を養い、医療の発展にふさわしい薬剤師を育成します。

3. 新人薬剤師の教育研修プログラムの対象者

日本医科大学多摩永山病院の職員として新規採用した免許取得直後の薬剤師を対象とする。薬剤師が免許取得直後ではない場合（以下、中途採用薬剤師）は、薬剤師としての経験年数や職歴等を考慮して適応する。

4. 新人薬剤師の教育研修プログラムの管理

(1) 委員会

薬事委員会において、新人薬剤師の教育研修に係るプログラムの策定および教育研修の実施等について審議する。審議結果は院長副院長会議を経て承認となる。

(2) 教育研修プログラムの評価と改訂

教育研修プログラムの内容、実施状況等に関して定期的に自己評価し、教育研修プログラムの見直しが必要な場合は薬事委員会で審議した上で改訂する。

5. 新人薬剤師の教育研修プログラムの教育研修責任者、教育研修管理者、教育研修指導者

(1) 教育研修責任者

教育研修責任者は、新人薬剤師の教育研修プログラムを統括する。「多職種から構成される委員会」である薬事委員会への報告および教育研修プログラムの改訂等について審議の依頼を行う。また、定期的に新人薬剤師と個別の面談を実施し、教育研修プログラムの過程を把握すると共に、個々のキャリア形成を促す。教育研修責任者に薬剤部長をあてる。

(2) 教育研修管理者

教育研修管理者は、新人薬剤師の教育研修プログラムが円滑に実施されるよう管理し、総合的に支援する。また、新人薬剤師、教育研修指導者および教育研修に係わる者の精神的負担や体調管理に配慮し、必要に応じ助言やフィードバックを行う。教育研修管理者に薬剤部副部長または係長をあてる。

(3) 教育研修指導者

教育研修指導者は、自室の教育研修の実施状況を把握し、指導内容および評価の結果を新人薬剤師へフィードバックする。業務内容の変化等に伴い教育研修プログラムの見直しが必要な場合は、教育研修責任者および教育研修管理者へ提案する。新人薬剤師の教育研修の継続が困難となった場合は、対応を検討した上で教育研修責任者および教育研修管理者へ報告する。教育研修指導者には「十分な病院勤務経験と指導能力を有する常勤薬剤師」である薬剤師歴4年以上の薬剤師をあてる。また、必要に応じて教育研修補助者として4年未満のスタッフをあてることを許容する。

6. 教育研修プログラムのスケジュール

(1) 教育研修プログラムの期間

教育研修プログラムの期間は、原則3年間とする。なお、中途採用薬剤師の場合は、薬剤師としての実務経験年数や職歴等を考慮し、判定時期を定める。

(2) 日当直業務等の勤務スケジュールの判定

教育研修プログラム開始4ヵ月目に調剤室と注射室の教育研修ラダーの進捗状況か

ら、日当直勤務の可否を薬剤部内のマネージャー会議で判定する。なお、中途採用薬剤師の場合は、薬剤師としての実務経験年数および日当直用教育ラダーを考慮し、判定する。

(3) 教育研修プログラムの修了の判定

教育研修プログラム開始3年を迎える1ヶ月前（35カ月目）よりに教育研修プログラムの進捗について最終確認を開始する。到達目標が達成できたことを確認の上、教育研修プログラムの修了を判定する。なお、中途採用薬剤師の場合は、定めた研修期間の1か月前より評価を開始する。

7. 新人薬剤師への教育研修内容および到達目標

1. 基本業務①（当直開始までの6～10ヶ月間を目安）

(1) 講義（オリエンテーション含む） 及び実践

ア. 病院、薬剤部の組織

イ. 調剤（内服薬・外用薬・麻薬等） *

ウ. 注射調剤*

エ. 注射薬混合・調製（抗がん剤） *

オ. 注射薬混合・調製（高カロリー輸液） *

カ. 外来化学療法（混注・指導）

キ. 医薬品管理

ク. 麻薬・毒薬・向精神薬、覚醒剤原料、特殊医薬品管理（毒物・劇物等）

ケ. 血液製剤（特定生物由来製品）管理*

コ. 薬物血中濃度モニタリング（TDM）

サ. 治験薬管理（温度管理・緊急対応） *

シ. リスクマネジメント（医療事故防止対策） *

ス. 医薬品識別業務（薬剤師外来および病棟業務における持参薬識別）

セ. 電子カルテおよび部門システム操作

*：到達度評価（別紙）により評価終了後、追加する項目

※薬剤師免許取得および日本病院薬剤師会会員登録（薬剤師保険加入）後より、調剤印の使用を許可する。

（ただし追加研修が必要と認めた場合、調剤補助員として業務にあたる） "

到達目標（下記項目を満たしたのち、夜勤業務実施可能とする）

- ・調剤室、注射室：クリニカルラダー（以降CL）:2への到達を目標とする
- ・無菌調製業務（入院混注）：CL:1への到達を目標とする
- ・持参薬報告：当直者業務基準に則り実施可能)
- ・日直練習：1回以上
- ・当直練習：1回以上

ただし、試用期間は当直業務を実施しない

2. 基本業務②（当直開始から病棟配属までの期間）

(1) 講義（オリエンテーション含む） 及び実践

ア. 基本業務①

イ. 院内製剤*

ウ. DI業務*

エ. 病棟研修（服薬指導）

*：到達度評価（別紙）により評価終了後、追加する項目

到達目標（下記項目を満たしたのち、当直業務実施可能とする）

- ・病棟研修（2か月間）実施後、評価を行い、CL:1に到達した時点で一人配置可能。
- ・CL:1到達後、然るべき時期を以って正式に担当病棟の割り当てを行う。

3. 発展業務（2年目以降）

① チーム医療（病棟配属後、適宜配置）

② 個人研究（テーマを設定、学会等で発表、報告書の提出）

③ 症例報告（テーマを設定、部内会議・地域連携会で発表）

④ グループ研修（日本医科大学付属四病院および他施設合同研究会等）

⑤ 治験薬管理（IRB含む）*

⑥ 学生指導

*：到達度評価により追加する項目

新人薬剤師の研修に対する理解および習得の状況など定期的に評価を行い、評価結果を本人へフィードバックする。また、研修修了時に、新人薬剤師が必要な知識および技能を習得しているか評価を行う。

また、定期的に研修の実施状況の評価及び本プログラムの見直しを実施する。

※本研修プログラムは、日本医科大学多摩永山病院ホームページにて公開される。

以上

【各論】

1 調剤業務

研修目標：個別化医療を実現するための調剤業務の遂行とそれに必要な知識とスキルを習得する。

方略：薬剤師の仕事は薬物治療をマネジメントすることである。そのためには、まず医薬品とその処方目的を知ることが重要である。

調剤とは、処方の監査から、薬の取り揃えとそれに続く調剤鑑査を経て、患者に交付するまでの一連の行為であり、単に中央（調剤室）業務で処方箋に従い薬を取り揃えることを意味するものではない。病院では、中央（調剤室）業務か病棟業務かにかかわらず、診療録（カルテ）情報などから医師の治療方針や処方意図に加え、より詳細な患者の状態を知ることができるため、個々の患者の背景を把握した上で、調剤を行うことが可能である。

① 調剤業務（調剤室および注射供給室）

調剤業務研修（全般）では、処方監査時に医薬品情報のみで判断するのではなく、カルテ情報や検査値の確認を行い、医師の治療方針を把握した上で、患者の状態を考慮した適切な調剤（疑義照会や処方提案を含む）を行うよう指導する。

本研修では、得られた患者情報や検査データを基に、薬物治療の有効性・安全性の評価を行う能力を培うとともに、個々の患者に対する適切な薬物治療アセスメントを実施できるよう指導する。

【研修概要】

ア.処方情報等を適切に評価した上で、医薬品の選択、用法用量、剤形等の妥当性、薬剤の製剤学的特性に応じた鑑査業務を実施できる。

また、処方箋に疑義がある場合の適切な問合せが実践できるスキルを身に付ける。

対象とする医薬品は内服薬（錠剤、散剤、液剤、他）・外用剤（軟膏、液剤、点眼（鼻）剤、貼付剤、他）・注射剤（輸液含む）等、研修病院が取り扱う全ての医薬品とし、特定の領域（診療科）に限定せず、多くの医薬品を知ることが重要である。

イ.調剤研修として、計数調剤、散剤、粉碎、一包化、軟膏調製、液剤、注射薬等、一通りの調剤を実施することとし、麻薬調剤も実践させる。

その際、管理医薬品（麻薬・毒薬・向精神薬等）の管理方法および処方鑑査手順について研修を行う。

ウ.院内外来処方における患者への薬剤交付時には、積極的に患者への服薬指導を実践させ、コミュニケーション能力の向上を図る。

以下に、時期ごとの調剤研修指導方法のイメージを示す。

研修者の習得度に応じてプログラムを構築する。

【STEP 1】

- ・薬の取り揃え前に、対象患者のカルテにより基本情報を確認した上で、薬物代謝に影響を与える検査値（腎、肝機能）も確認し、処方監査することを意識付ける。
- ・処方監査時に生じた疑義については、指導薬剤師へ疑義や照会事項を報告の後、医師への疑義照会を実践させる。

【STEP 2】

- ・新たな処方や処方内容が変更された際にはカルテを確認し、患者の病状の変化の把握や医師の処方意図の確認を意識付ける。また、対象患者の検査値のほか、インタビューフォームや最新の治療ガイドライン等を確認し、処方監査をすることが重要である。
- ・医師への疑義照会は研修者自身の判断で行うこととしてよいが、慣れないうちは指導薬剤師への報告を求めること。

【STEP 3】

- ・カルテや病棟薬剤師から得た患者情報（病態・生理的特性）を基に、処方薬剤に対する総合的な評価を行い、多数の併用薬を服用する（ポリファーマシー）患者の薬物療法の再検討や患者のアドヒアランス向上のための代替薬の提案や調剤上の工夫を主体的に実践させるよう配慮する。

② 院内製剤

多様で個別の医療ニーズに応えるべく、医療機関の責任下で調製されている院内製剤についても、その意義・必要性、プロトコルを理解し、実際に製剤の調製を行う。

2 医薬品の供給と管理業務

研修目標： 医薬品の供給と管理体制を理解し管理業務を実践する。

方略： 継続的な薬物治療のために医薬品の在庫管理は重要な業務である。医薬品の供給問題もあり、医薬品管理はこれまで以上に重要な課題となっている。また、麻薬、向精神薬、覚醒剤原料、毒劇薬等の特別な管理を求められる医薬品に関する法的理解とその実践については、薬剤師が中心となっていく業務であり、他職種に指導・教育する立場であることを認識することが重要である。

医薬品の品質の確保を含めた供給体制を理解し、院内の使用状況を踏まえた適正な在庫管理（医薬品の発注、納品時の検品、温度・期限管理を含む）を実践する。

また、医薬品に付随する機器類や説明文書の管理業務、医薬品の廃棄、記録及びその手続も行えるよう配慮する。

【DI室および薬品管理室の連携】

医薬品の供給不安定への対応については、製薬企業や医薬品卸からの医薬品供給情報をいち早く入手し、病院での使用量から在庫の消尽を推測した発注や同種同効薬等の代替品への採用薬の切替えの判断についても研修内容に含む。

【管理医薬品】

麻薬、向精神薬、覚醒剤原料、毒劇薬等の特別な管理を求められる医薬品の流通・保管・施用・廃棄等の管理と取扱いに関する各種の法制度及び業務内容を理解し管理業務を遂行する。

特に麻薬管理では、規制を外れた管理方法や、盗難・紛失・所在不明等が、事件や乱用など社会的に大きな影響をもたらすことを深く認識し、麻薬卸売業者からの譲受や帳簿の記載について理解する。

フェンタニル経皮吸収型製剤やモルヒネ硫酸塩水和物徐放錠など持参麻薬を含めた調剤済麻薬や手術後施用残麻薬の廃棄、麻薬事故等の場合の在庫管理および麻薬帳簿の記載について麻薬管理者（担当者）の指導の下に実践する。

その他、特定生物由来製品の記録・保管管理、放射性医薬品の調製保管についても、関連部署との連携も行う。

3 医薬品情報管理業務（必修）

研修目標：医薬品情報を収集・評価し、整理・加工して提供するスキルを習得する。

方略：医薬品情報管理業務とは、医薬品に関する各種情報を製薬企業や公的機関が提供する情報源から収集し、整理、保管及び専門的評価と情報の加工を行った上で現場の医師、薬剤師、看護師等に提供する業務である。

医薬品情報（DI）は日々アップデートされるため、医師をはじめとする医療従事者に対し、必要な時に必要な情報を提供することによって、良質かつ適正な薬物療法の発展を図り医療の質の向上と効率化に寄与することが目的である。

① 情報提供業務

医師・看護師等からの投与量や相互作用等の日常的な問合せに対して、情報提供を行う（受動的な情報提供）とともに、院内医薬品情報誌（DI ニュース）の作成や、患者や地域住民向け薬情報資料の作成等を行い、薬剤部からの積極的な情報発信（能動的な情報提供）の必要性についても認識する。

情報源としては、各種医薬品情報（添付文書、インタビューフォーム、リスク管理計画（RMP）、審査報告書、診療ガイドライン、原著論文等）の他、製薬企業の医薬情報担当者から得た情報等があげられる。これらの中から信頼性の高い情報源を選択して、薬学的見地から精査し、受け手のニーズや時間的制約に応じた形に加工して、情報提供を行う。

緊急性が高く重要な医薬品情報については、必要な医療関係者や対象患者に迅速かつ確実に伝達・周知する必要がある、情報共有の手段も構築しておく必要がある。緊急安全性情報（イエローレター）、安全性速報（ブルーレター）や製品回収情報、医薬品・医療機器等安全性情報、添付文書改訂情報等について、緊急性・重要性を吟味し、迅速に院内関係者に情報提供する手段を理解し実践する。

② 副作用報告等の情報保管

医療関係者には、健康被害（副作用、感染症及び不具合）の情報を厚生労働省等へ報告することが義務付けられている。医師へ副作用等報告に係る啓発を行うとともに、収集した副作用等情報の評価を行い必要に応じて報告を行うよう指導する。

また、医薬品副作用被害救済制度・生物由来製品感染等被害救済制度については、その趣旨を理解し、対象となる患者が発生した場合には、制度の概要説明や申請手続等の支援を行うよう指導する。

プレアボイド（副作用重篤化防止）報告においても、病棟薬剤師と共有するために日本病院薬剤師会に報告することを指導するとともに事象報告書の提出を依頼し、報告書を保管する。

③ 院内採用医薬品の承認手続等

新規採用薬の承認に関する手続や薬事委員会の開催等についても研修内容に含めることが望ましい。新規採用に当たっては、その医薬品の有用性を示す資料の収集、院内での必要性を示す理由書等を吟味し、採用可否の検討に係る資料を作成させること。また、併せて採用中止品目の検討等、適正な在庫管理に資する方策を検討することも重要である。

④薬剤の血中濃度測定の結果に基づく投与量の管理（TDM）

バンコマイシン等をはじめとする血中濃度測定が必要な薬剤に関して、血中濃度測定方法や管理方法、投与設計について実際の症例に基づいて研修を行う。

4 医療安全

研修目標：医療の質を担保し、患者及び医療従事者にとって安全な医療を提供できる。

特に、医薬品の安全管理体制の確保のため、薬剤師として主体的な役割を果たす。

方略：医療安全は場所を問わず、全ての業務に付随する事項である。インシデントを未然に回避するために、危険予知と必要な確認を通じ、環境整備や医療技術の活用等の業務の工夫を行い、インシデントが発生した際は職員間においてコミュニケーションを図り、事例を共有し被害を最小化するとともに、再発防止策を検討することが重要である。医薬品に関する医療安全対策は、特に薬剤師が重要な役割を担うべきであることを理解する。

医療安全の実務について、①医療安全担当者（医薬品安全管理責任者、医療安全管理者、リスクマネージャー等）の役割と医療安全対策に関するマニュアル・指針、②インシデント発生時の対応（報告・連絡・相談等）と記録方法（セーフマスター）等について説明を行い、理解する。

プレアボイド症例報告（もしくはヒヤリ・ハット報告）、インシデントレポートについては、研修項目に限らず、認知した時点で報告する。

5 感染制御

研修目標：医療現場に応じて感染症を発生させない環境整備や感染予防を実践する。

感染症発生時（新興・再興感染症を含む）における感染拡大防止のための対応を図るなどの感染制御に努める。

方略：標準予防策として手指衛生、個人防護具（手袋・マスク等）を適切に使用し、代表的な感染症の予防策の把握と適切な消毒薬を選択でき、他者に説明できることが求められる。

施設内の感染制御管理体制を理解し、感染症発生時及び針刺し事故等の事例発生時における初期対応を行えることが重要である。

薬物治療に関しては、適切な抗菌薬の選択ができることが重要である。病棟業務での実践において、抗菌薬選択の適否について検討する。院内感染対策チーム（Infection Control Team：ICT）や抗菌薬適正使用支援チーム（Antimicrobial Stewardship Team：AST）の委員会やラウンド等にも参加することが望ましい。

【地域における感染対策】

地域における感染症予防、拡大防止等の対策と発生時の対応（感染症予防の啓発、消毒薬や衛生用品の供給確保と使用法の指導、ワクチン接種におけるワクチン調製や相談対応等の主体的参画・貢献等）についても理解することが重要である。

6 無菌調製

研修目標：適切な無菌的混合調製を理解し実践するスキルを身に付ける。

方略：今後、在宅医療の拡大が見込まれている中、在宅における麻薬施用（疼痛緩和）や栄養管理等、無菌調製はますます需要が見込まれる業務であり、病院薬剤師・薬局薬剤師の別なく身に付けておくべきスキルである。

無菌製剤処理を行うための設備（安全キャビネット、クリーンベンチ等）を活用し、注射剤（抗がん剤、麻薬を含む）や TPN（中心静脈栄養）の無菌的混合調製に必要なスキルだけでなく、知識の習得を目指す。

注射剤（抗がん剤を含む）や TPN の無菌調製、携帯型ディスポーザブル注入ポンプの麻薬調製などを実践する。

単に無菌調製のスキルを身に付けることを目的とするのではなく、配合変化や輸液管理（体液管理、栄養管理）についての内容も含めること。

7 がん化学療法

研修目標：がん化学療法のレジメン管理や抗がん剤の調製、副作用や疼痛評価、支持療法薬の提案、投与計画への参画など基本的技能・知識を身に付ける。

方略：効果的かつ安全ながん薬物治療を継続するためには、レジメンに従った投与スケジュールや経口抗がん薬の服薬管理、副作用や合併症への対応などが求められる。

（監査・調製）

研修施設で用いているがん種ごとのレジメンを理解し、処方監査を実践する。抗がん剤ミキシング実践時は、曝露対策についても理解すること。

（患者指導）

外来化学療法室又は病棟において、薬学的管理の他、薬学的観点から患者や家族に対してレジメンの説明を行うよう指導する（経口抗がん薬の服薬指導を含む）。説明の際には、患者や家族の不安に配慮した適切な対応ができることが求められる。

また、患者の服薬状況や副作用の発現状況について、薬学的観点から確認を行い、副作用や疼痛評価、他の疾患の治療のために服用している薬剤との併用による影響等について総合的な評価を実践し、必要であれば医師へ支持療法薬、減量・休薬等の提案を行うよう指導する。がん化学療法においては、がん認定薬剤師や専門薬剤師からの指導を受けることが望ましい。

（指導記録）

薬剤師が実施した評価や提案についてはカルテへ記載し、他職種に共有し、投与計画変更等の議論にも参加するよう指導する。記録については、指導薬剤師もしくはがん認定薬剤師や専門薬剤師に確認する。

（緩和）

がん化学療法を受ける患者は緩和ケアを必要とする場合もあり、麻薬を含む鎮痛剤や向精神薬が必要となることが多い。患者の状態に合わせた薬剤の提案や投与量の調節、麻薬の副作用の対応策等を薬学的見地から提案を行うよう指導する。また、緩和ケアチーム等において他職種と連携し、患者のQOL向上に向けた方策について検討する機会を設けることが望ましい。

8 地域連携

研修目標：病院と薬局の連携や地域の医師、看護師等との多職種連携等、地域連携の必要性を理解し、地域における患者中心の医療の実現に努める。

方略：患者はその病期に応じて医療施設が選択されたり、また在宅での治療が継続される。いずれの場合でも地域の医療従事者が患者情報を十分に共有し、質の高い最適な薬物治療を提供する必要がある。適切な医療の提供には医療、保健、介護、福祉の全体を捉えた視点が求められる。

地域の医療従事者を対象とした研修会等へ積極的に参加し、多職種との意見交換を行うことで、他施設との連携調整能力を身に付けられるよう努める。

【病院と薬局の連携】

薬局から報告される服薬情報提供書（トレーシングレポート）について、その記載内容の妥当性や重要性を評価し、医師へのフィードバックまでの実践を行い、また必要に応じて薬局への情報提供を行う。

また、薬局からの疑義照会への対応では、疑義照会報告書および院外疑義照会プロトコルの内容および運用方法について理解する。

その照会内容を評価し、医師への問合せを迅速に対応できるよう訓練することが重要である。

その他、毎月（8月を除く年11回）地域連携会に参加し、主に南多摩薬剤師会に所属する調剤薬局と様々な情報の共有、問題提起を行う。

薬局と病院双方の立場から疑義照会の意義や有効性を考えるとともに、病院薬剤師と薬局薬剤師の連携の重要性を認識することが重要である。

9. 病棟業務研修

入職1年目の後半より、順次病棟業務研修を開始する。本研修は薬剤管理指導、病棟薬剤業務、入院時の薬局との連携などの他、手術室及び集中治療室等における薬学的管理を含む。この期間内にDI室、手術室、薬剤外来等にて1-2週間の短期研修を実施する。

内科系、外科系、その他（救命等）の3グループのいずれかに配属となり、各病棟の特色に応じた研修を行う。

初期研修（入職年11月～翌年6月頃を予定）

10. 在宅訪問に関する研修

研修目標：自宅や施設で療養する患者に対し、服薬指導と薬剤管理を実施します。在宅医療・介護の多様な支援制度や地域包括ケアシステムにおける多職種の役割を理解し、薬剤師としての職責を全うすることを目指す。

戦略：在宅療養患者の病状、ADL、そしてQOLの改善や維持のための服薬支援を実施し、薬剤が患者の体調や臨床検査値、食事・排泄・睡眠・運動、認知機能等に影響を与えていないか薬学的見地から評価する。これにより、患者の生活に密着した薬物治療の

実現に貢献することが重要である。

また、在宅担当医（医師・歯科医師）、訪問看護師、ケアマネジャーといった多職種との連携を密にし、適切な情報発信とフィードバックを通じて、自宅や施設で生活する患者の情報共有と問題点の相互認識を継続的に行う。

そのほか地域包括ケアシステムにおける薬剤師の役割を深く理解し、患者の理解度や家族の状況に合わせて、服薬状況（要指導医薬品、一般用医薬品、健康食品を含む）の管理、薬剤の保管管理指導、医療材料・衛生材料の供給管理を実践する。

服薬状況に問題がある場合は、残薬の整理、患者の能力に応じた薬剤管理方法の提案、アドヒアランス向上のための説明、適切な服薬形態の選択、医師への提案など、その原因に応じた対策を講じる。